

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例 Q & A

新たなQ & Aの追加や、事情の変化を踏まえた解釈の変更があった場合は、適宜、この Q & A を追加修正するとともに、その内容を明らかにしていくこととしております。

■第2条（定義）関係

Q 「埋立て等区域」とは、土砂の埋立て等を行う区域のみであり、進入路や災害防止措置のための設備、搬入物の内容確認のための展開場等は含まないと考えてよいか。

【A】（H27.6.30 掲載、H30.12.21・R1.10.31 追記）

- そのとおりです。ただし、進入路等自体も土砂埋立て等により造成する場合は、「埋立て等区域」に該当します。
- その「埋立て等区域」が 3,000 m²以上の場合に、許可対象となります。（一団の土地の区域で 3,000 m²以上となる場合も許可対象）
- なお、条例第 7 条の許可を得るために、「埋立て等区域」だけでなく、周辺の災害防止や生活環境保全のための措置（擁壁や飛散防止措置等）も含めて基準に適合していることが必要です。

■第7条（土砂埋立て等の許可）関係

Q 建築工事に伴う埋め戻しも、条例の許可が必要か。

【A】（R 1.9.2 更新）

- 建築物を撤去した際の跡地（凹地）を、元の高さまで埋め戻すことを目的とした土砂埋立て等は許可不要です。（規則第 5 条第 6 号）
- 工事において発生し、搬出した土砂を当該工事区域に埋め戻すことを目的として行う土砂埋立て等も許可不要です。ただし、土砂搬出の開始の日の 30 日前までに、知事に計画書を提出し、その計画に従って実施されるものに限ります。（規則第 5 条第 4 号）
- 当該工事区域から採取された土砂以外の土砂も用いて埋め戻しを行う場合は、許可が必要となります。また、搬出先の一時堆積の区域が許可規模以上となった場合にも一時堆積にかかる許可が必要となります。
- その他、許可の適用除外（条例第 7 条第 1 項第 1 号～第 9 号）に該当し、許可不要となる場合もあります。
- 詳しくはご相談ください。

Q 1つの埋立て等区域（3,000 m²以上）内において、砂防法・森林法の許可が必要である区域と、それら法令の規制対象外の区域が混在している場合であっても、全体の区域について条例の許可が必要と考えてよいか。

【A】（H27.6.30 掲載、R1.10.31 更新）

- 砂防法、森林法の許可は、条例の許可の適用除外（条例第 7 条第 1 項第 1 号～第 9 号）に該当しませんので、埋立て等区域全域について条例の許可が必要です。
- なお、砂防法に関して、大阪府砂防指定地管理条例第 4 条第 1 項の許可を要する場合は、条例第 11 条第 1 項第 5 号（災害防止措置）及び第 6 号（形状及び構造上の基準）は適用されません。（大阪府砂防指定地管理条例の基準が適用されます。）

Q 3年間毎に2,000㎡の埋立て等を行い、9年間で合計6,000㎡の埋立て等を行う計画の場合、条例の許可は必要か。

【A】(H27.6.30 掲載、R1.10.31 更新)

- 許可は必要となりますので、詳細な計画をもって、事前にご相談ください。
- なお、事前協議や許可申請時に、3年間の計画と、9年間の計画の両方を示していただくこととなります。

Q 海面等の埋立てについては、条例の許可が必要か。

【A】(H27.6.30 掲載、R1.10.31 更新)

- 公有水面埋立法に基づく公有水面の埋立てに該当するものについては、条例の許可対象外です。当該水面については、埋立て終了後、竣工の手続を経てはじめて「土地」となります。よって、条例第2条（定義）にある「土地への土砂の堆積を行う行為」に該当しないことから、条例の許可は不要です。
- なお、当該水面の埋立期間中においては、埋立免許により埋立方法等が厳格に管理されていること、また、関係者以外立入禁止の状態で管理されていることなどから、災害の防止及び生活環境の保全が図られているものと考えられます。
- 一方、不動産登記の対象となる、「ため池」等において行う土砂埋立て等（3,000㎡以上）については、条例の許可対象となります。

Q 条例第7条の許可の適用除外として示されている規則第5条第15号（旧6号）中の「条例」とは、本条例のことか。また、「これらに基づく処分による義務の履行」とはどのようなものを指すのか。

【A】(H27.6.30 掲載・R1.9.2 追記)

- この「条例」とは、本条例だけでなく、本府のその他の条例や市町村が定めた条例も含まれます。（規則第1条「…第5条第15号を除き、以下『条例』という。」）
 - 「これらに基づく処分による義務の履行」とは、例えば、本条例第23条の命令に基づき、大阪府了承のもと、是正のために土砂を撤去等する場合に行う盛土等を指しています。
- ※令和元年9月1日の規則改正により、設問の「規則第5条第6号」は、「規則第5条第15号」と改正（号ずれ）されました。

■第8条（土地の所有者の同意）関係

Q 土地所有者の同意書において、実印の使用や印鑑証明書の添付は必要か。

【A】(H27.6.30 掲載、R1.10.31 更新)

- 条例においては、実印の使用や印鑑証明書の添付は求めていません。（署名、認印で可）
- 実印の使用等については、当事者間でご協議ください。

■第10条（許可の申請の手続き）関係

Q 許可申請の添付書類として、官民境界（里道水路）の明示を完了した書類は必要ないか。

【A】(H27.6.30 掲載・R1.10.31 追記)

- 道路、河川、里道・水路（法定外公共物）等公共用地との境界については、必要に応じて（当該公共用地の管理者との協議で境界確定（明示）が必要となった場合等）公共用地境界確定図を提出して下さい。
- 境界確定未了の場合、関係図書には官民境界の想定線を記載していただくこととなりますが、当該公共用地が埋立て等区域や施設設置区域に含まれる場合は、土地所有者の同意に代わるものとして、占有許可、施工承認等を添付してください。

Q 規則第 8 条第 3 項第 22 号八において、借入金で調達する場合、「金融機関の融資を証明する書面」の提出を求めているが、金融機関は、許可を受けるまでは担保性がないことを理由に、当該書面を発行してくれないのではないか。

【A】（H27.6.30 掲載、R1.10. 31 追記）

- 「許可を得た場合にのみ融資を行う。」等の条件を付して発行を依頼してください。

■第 11 条（許可の基準等）関係

Q 条例第 11 条第 1 項第 6 号の「土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないもの」として規定した形状及び構造上の基準（規則別表第一又は規則別表第二）は、どのような観点で基準化されたのか。

【A】（H27.6.30 掲載、R1.10. 31 更新）

- 不適合となっている場合の影響、それによる「土砂の崩落、飛散又は流出のおそれ」の程度を勘案して設定しているものであり、各基準については次のように位置づけられています。

【規則別表第一（第11条関係）】

	基準項目	基準不適合時の影響
1	軟弱地盤対策	○盛土のすべり破壊による区域外への土砂崩落 ○沈下による、周辺地盤の変形、区域外への土砂崩落 ○地盤破壊による周辺地盤の変形、区域外への土砂崩落 ○地震時の液状化による周辺地盤の変形、区域外への土砂崩落
2	傾斜地盤対策	○現地盤、盛土境界で発生する地すべりによる、区域外への土砂崩落 ○現地盤、盛土境界部の転圧不足による表面水、地下水の集中で生じる盛土の崩壊
3	埋立て等の構造（高さ・勾配）	○不安定な盛土の崩壊による区域外への土砂崩落 ○法面部の転圧不足で発生するはだ落ちや侵食による土砂流出
4	締固め措置	○盛土内への雨水浸透により発生する盛土の崩壊による区域外への土砂崩落 ○盛土の沈下で生じる構造物損傷による土砂流出
5	湧水・浸透水の排除措置	○盛土内水圧の上昇で生じる盛土の崩壊による区域外への土砂崩落
6	擁壁工	○法尻崩壊及びその二次崩壊による区域外への土砂崩落 ○擁壁の破壊、転倒、滑動、沈下により生じる盛土の崩壊による区域外への土砂崩落
7	小段の設置	○法面の雨水流量増大で生じる法面侵食による土砂流出
8	地表水の排除	○盛土内への雨水浸透で生じる盛土の崩壊による区域外への土砂崩落
9	排水施設構造	○水路の氾濫による盛土面、法面の洗掘、土砂流出
10	沈砂池の設置	○区域外への土砂の流出
11	調整池の設置	○下流水路の氾濫による下流域の浸水
12	法面保護工	○法面風化による区域外への飛散 ○法面侵食による土砂流出 ○法面崩壊による区域外への土砂崩落
13	飛散防止措置	○飛砂による区域外への被害 ○区域外への落石、土砂流出
14	工事の順序	○区域外への土砂の流出 ○下流水路の氾濫、下流域の浸水 ○区域外への土砂の崩落

【規則別表第二（第11条関係）】

	基準項目	基準不適合時の影響
1①	軟弱地盤対策	○盛土のすべり破壊による区域外への土砂崩落 ○沈下による、周辺地盤の変形、区域外への土砂崩落 ○地盤破壊による周辺地盤の変形、区域外への土砂崩落 ○地震時の液状化による周辺地盤の変形、区域外への土砂崩落
1②	地表水の排除	○埋立て区域内排水の区域外への流出
1③	排水施設構造	○水路の氾濫による区域外への排水の流出
2	土地の勾配	○盛土の崩壊
3	高さ	○盛土の崩壊
4	法面勾配	○盛土の崩壊
5	緩衝地帯	○盛土の崩壊による区域外への土砂崩落

■第14条（土砂埋立て等の着手の届出）関係

Q 着手とはどの時点を目指すのか。

【A】（H27.6.30 掲載、R1.10. 31 更新）

○土砂埋立て等に係る準備工に取りかかった時点を目指します。

○これは、許可後に、埋立て等区域又は施設設置区域への資材等の搬入や土地形質の変更などの準備行為を開始した時点のことであり、実際に土砂の埋立て等を開始した時点ではありませんので注意してください。

■第15条（土砂の搬入の報告）関係

Q 土砂の発生場所が大阪府外の場合でも、土砂発生元証明書等は必要でしょうか。

【A】（H27.6.30 掲載、R1.10. 31 追記）

○土砂発生元証明書等は、埋立て等区域に汚染された土砂等が搬入されることを未然防止するためのものであり、土砂の発生場所が府外であっても必要となります。

■第18条（水質検査等）関係

Q 排水の水質検査で、排水の水質基準に適合していなかった場合、どのような措置をとればよいのか。また、埋立て等の開始前に埋立て等区域の水質検査等しておく必要はないか。

【A】（H27.6.30 掲載、R1.10. 31 更新）

○適合していなかった場合は、直ちに大阪府へ報告してください。その後、原因究明や必要な措置を講じていただくことになります。

○排水の水質検査は埋立て等に使用された土砂による生活環境への影響を確認するためのものであり、埋立て等開始前の水質検査までは求めていません。

○なお、埋立て等の開始前の水質や土壌の検査を、事業者が自主的に行うことを否定するものではありません。

Q 降雨がない状況が続き、排水がない場合があるが、その場合の水質検査（試料の採取）はどうやって行うのか。

【A】（H27.6.30 掲載、R1.10. 31 更新）

○試料（排水）の採取を延期してください。

○逆に、降雨直後の採取は、排水が希釈されている可能性が高く、適当でない場合があります。

○試料（排水）の採取においては、府職員が立ち会うこととなっていますので、天候等を考慮のうえ、日程を調整してください。

■第 21 条（土砂埋立て等の完了の届出等）関係

Q 許可に係る土砂埋立て等を休止しているが、休止中であっても各種義務の履行は必要か。

【A】（H27.6.30 掲載、R1.10. 31 更新）

○必要です。（列挙すれば以下のとおり）

- ・変更許可、変更届出、承継の承認に関する手続き（条例第 12 条・22 条）
- ・休止前の土砂管理台帳の作成及び使用された土砂の量の報告（条例第 16・17 条）
- ・標識の掲示等（条例第 19 条）
- ・水質検査及びその報告（条例第 18 条）については、休止直後の 1 回分（以降についても、実施することが望ましい。）
- ・関係図書の備え付け及び閲覧（条例第 20 条）（管理事務所を閉鎖する場合は、別の事業所で行うこと）
- ・土地所有者による定期的な確認（条例第 24 条）

■第 28 条（土砂搬入禁止区域の指定）関係

Q この規定の制定趣旨はどのようなものか。

【A】（H27.6.30 掲載、R1.10. 31 追記）

- 土砂の崩落、飛散又は流出を防止するための施設の設置や計画がないまま、安全性を無視した不適切な土砂埋立て等が行われた場合などには、土砂の崩落、飛散又は流出による災害発生のおそれが生じ、「災害の防止及び生活環境の保全」という条例の目的が達成されないこととなります。
- このような土砂埋立て等を行っている者に対しては、行為停止等の指導や命令等を行うこととなりますが、これらの者が指導等に従わず土砂搬入が継続された場合には、土砂の崩落、飛散又は流出による災害発生のおそれがさらに増大し、人の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれが生じることがあります。
- そこで、この条例では、以上のような土砂埋立て等が行われている土地における土砂の崩落、飛散又は流出の災害発生を未然に防止し、府民生活の安全を確保するため、現に土砂埋立て等が行われている土地とその周辺の土地に土砂の搬入を禁止する必要があると知事が認めた場合、その区域を「土砂搬入禁止区域」として指定することができることとしました。

Q 指定区域の土地所有者の私権が著しく制限されるのではないか。

【A】（H27.6.30 掲載）

- 既に土砂埋立て等がされた土地であることから、土地所有者等が他の目的に土地を使用できる状況にはなく、実質的には土砂搬入禁止区域の指定が土地所有者等の土地使用権を妨げることにはなりません。
- また、土砂の搬入が賃借権又は使用貸借権に基づきなされている場合、土砂の搬入が禁止されることにより土地所有者にとって賃貸人として賃借人に土地を使用させる債務が履行不能となりますが、土砂搬入禁止区域においては土砂の搬入自体が公的に禁止されるものであることから、土地所有者に債務不履行責任を生じさせるものでもありません。

Q 搬入禁止区域の指定要件はどのようなものか。

【A】(H27.6.30 掲載)

○次の要件のいずれにも該当するときは、土砂搬入禁止区域の指定を行うことができます。

- (1) 埋立て等区域の面積が、3,000㎡以上であること
- (2) 土砂の埋立て等が現に行われていること、又は土砂埋立て等を行っている者等に土砂埋立て等を継続する意思があること
- (3) 土砂の埋立て等により、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められること

Q 指定要件「(2)土砂の埋立て等が現に行われていること、又は土砂埋立て等を行っている者等に土砂埋立て等を継続する意思があること」とはどのような状況を指すのか。

【A】(H27.6.30 掲載)

- たとえ断続的であっても現に土砂の埋立て等が行われている場合を指します。また、土砂埋立て等を行っている者が判明している区域においては、当該行為者が土砂埋立て等を継続する意思を示した場合もこれに該当します。
- 埋立て等を中止する意思を示した場合は、例えば、当該埋立て等区域及び周辺の区域とは別の場所に重機を移動させたり、重機のリース契約の解除を証する書類の提出などで、その意思を確認します。
- 土砂埋立て等を中止する意思を示したにも関わらず、土砂を搬入した場合は、虚偽の意思表示と判断し、直ちに搬入禁止区域の指定を行うこととなります。

Q 指定要件「(3) 土砂の埋立て等により、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められること」とあるが、どのような判断基準か。

【A】(H27.6.30 掲載)

- 「人の生命、身体又は財産を害するおそれ」については、個々のケースにより異なるため一律に基準を設けることは難しいことから、土砂埋立て等が行われている地形、周辺の人家等の状況、道路の近接性、公共物の有無、その他動産・不動産の有無、土砂埋立て等の状況等を勘案して総合的に判断するものとします。また、本条例の目的である「災害の防止」に鑑み、埋立て等区域の内外を問わずに判断することとなります。

Q 指定の範囲はどのように決定するのか。

【A】(H27.6.30 掲載)

- 土砂搬入禁止区域に指定できる範囲は、土砂埋立て等が実際に行われている区域とその周辺の区域で当該土地の形状等から土砂の崩落、飛散又は流出のおそれがある区域です。
- 埋立て等区域だけでなく、その周辺の区域も土砂搬入禁止区域に指定できることとしたのは、埋立て等区域において、土砂の崩落、飛散又は流出のおそれがある状況になっている場合、その周辺の区域に土砂が搬入されることにより、土砂の崩落、飛散又は流出が誘発される等の影響が懸念されるためです。
- なお、その周辺の区域については、現地の地形や行為の一体性、形状及び構造上の基準の適合等の状況に応じて範囲が異なるため、一律に範囲を定めることはできませんが、土砂搬入禁止区域の指定により一定の私権が制限されることも考慮のうえ、必要な限度において指定するものとしています。
- 土砂搬入禁止区域の指定をせずに搬入をそのまま継続させた場合に、崩落等が発生する危険がある状態の区域も対象となります。例えば、条例第 11 条第 1 項第 6 号の「土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないもの」として規定した形状及び構造上の基準（規則別表第一又は規則別表第二）に不適合となっている区域などが該当します。

Q 条例第 11 条第 1 項第 6 号の「土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないもの」として規定した形状及び構造上の基準（規則別表第一又は規則別表第二）に不適合となっている区域は全て指定するのか。

【A】（H27.6.30 掲載）

○条例第 11 条第 1 項第 6 号の「土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないもの」として規定した形状及び構造上の基準（規則別表第一又は規則別表第二）に不適合となっている区域の「土砂の崩落、飛散又は流出のおそれ」については、その不適合となっている基準及び不適合の状況を勘案して総合的に判断するものとします。

Q 搬入禁止区域が指定されたことは、どのように知りえるのか。

【A】（H27.6.30 掲載）

- 土砂搬入禁止区域の指定は、条例第 29 条で規定しているように、「何人も」の土砂搬入を禁止するものであり、不特定多数の者に対して周知する必要があることから、公示（公報登載）することとしています。
- そのため、土砂埋立て等を行っている者や土地の所有者、土砂を搬入しようとしているダンプの運転者等についても土砂搬入禁止区域が指定されたことを知り得たものと解されます。
- しかし、搬入禁止区域へ土砂を搬入した場合には罰則（2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）が課されることから、次のような周知もあわせて行うこととしています。
- (1) 土砂搬入禁止区域の見取図等を記載した掲示板的設置
 - (2) 市町村や府関係機関等への通知
 - (3) 土砂搬入禁止区域の土地の所有者、財産管理者、当該区域の埋立て等を行っている者等への通知
 - (4) 土砂搬入禁止区域へ土砂を搬入しようとしているダンプの運転者等への土砂搬入禁止に関する印刷物の配布

Q 搬入禁止区域が指定後、6 ヶ月を超えない範囲の指定期間が経過した場合、どうなるのか。

【A】（H27.6.30 掲載）

- 土砂搬入禁止区域の指定期間が満了した場合には、特に解除の手続を行わなくても指定は解除されます。
- しかし、指定期間が満了しても、防災措置等が行われず、あるいは防災措置が行われたものの依然として災害が発生するおそれが高い場合や災害発生のおそれが少なくとも土砂搬入が再開された場合に災害発生のおそれが高くなる場合などは、指定期間が満了したからといって土砂搬入を認めることは不合理です。
- そこで、この条例では指定の事由が消滅していないと認めるときは、第 4 項で土砂搬入禁止区域を管轄する市町村長の意見を聴いて再度指定できることとしています。
- なお、指定期間満了時前に現地の状況に改善が見られず、改善の措置を講じたとしても、指定の期間が満了する時点において、指定の必要がない状況にまで改善することはできないことが明らかである場合についても再指定できることとしています。

Q 搬入禁止区域の指定のための立入検査を拒んだ場合、どうなるのか。

【A】（H27.6.30 掲載、R1.10.31 更新）

- 土砂搬入禁止区域の指定に当たっては、指定を行おうとする土地の所有者等の合意の上で土地に立ち入って測量や調査を行うことが望ましいですが、土地の所有者等が立ち入りに反対することも想定されることから、第 5 項の規定を設け、立ち入り等を行えることとしています。

○なお、この立入検査を拒否等した場合、条例第 32 条第 1 項の規定による立ち入り検査を拒んだものとして、罰則（50 万円以下の罰金）が課されることがあります。

■第 35 条（市町村条例との調整）関係

Q 条例第 35 条において、本条例の規定を適用しないこととなる「この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町村であって規則で定めるところにより指定するものの区域」はどこになるのか。

【A】（H27.6.30 掲載）

○条例施行時（H27.7.1）時点において、そのような区域はありません。

■附則（経過措置）関係

※ 平成 30 年 6 月 30 日を経過したことにより、経過措置の適用を受ける土砂埋立て等はなくなりました。以下は過去の経過としてご覧ください。

Q 規則附則第 2 項第 14 号に掲げる「市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定による許可であって条例第 7 条の許可に相当するもの」に該当するものはあるか。

【A】（H27.6.30 掲載）

○次のものが該当します。

- ・柏原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
- ・岬町土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為の規制に関する条例
- ・和泉市生活環境の保全等に関する条例
- ・河内長野市土砂埋立て等による土壌汚染と災害を防止するための規制条例
- ・富田林市土砂埋立て等による土壌汚染及び災害を防止するための規制条例
- ・豊能町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（H27.7.1 施行）

Q 条例施行時に埋め立て等実施中の案件であって、一の埋立て等区域内において、他法令の適用を受けない区域（白地区域）と適用区域（施行規則附則第 2 項に掲げる許認可等あり）が混在している場合、その経過措置の取り扱いはどうなりますか。

【A】（H27.6.30 掲載）

○条例附則第 3 項においては、『この条例の施行の際現に法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分規則で定めるもの（以下「許可等」という。）を受けている者が行う当該許可等に係る土砂埋立て等については、当該許可等に係る許可期間が満了する日（当該許可期間が三年を超える場合にあっては、この条例の施行の日から起算して三年を経過する日）までの間は、第二章の規定は、適用しない。』とされています。

○ご質問のケースについては、当該埋立て等が一の埋立て等区域として行ってきたものであり、白地区域と許認可等を受けた区域（条例附則第 3 項に該当する区域）が物理的に区分されておらず、分離して取り扱うことに合理性がない場合などには、埋立て等区域全体が附則第 3 項の適用となります。

○個別の判断となりますので、詳しくはご相談ください。